

# 「あなたついた」

に答へます

# 佐々木知子の 法律相談



佐々木知子  
ささきともこ

---

弁護士  
帝京大学法学部教授

# 兄の事故保険金を 騙し取られました…

30歳、男性です。  
昨年、兄（35歳）が歩行中  
に車にひかれ、亡くなりました。  
私たちは2人兄弟で兄は独身だ  
し、両親はすでにはないので、相  
続人は私は一人でした。

遺産は少しだけでしたが、事故の保険金として、まとまつた金額が、事故の加害者が加入していた保険会社から入る予定でした。

ですが会社勤めて忙しいし  
第一初めてのことでの面倒だし、  
どうしようかと思つていたところに、当時私が付き合っていた女性の兄（A）が「俺がやつてやろう」と持ちかけてきました。

なんでも、以前保険会社に勤めていたが、交渉にはコツがあり、素人がやると簡単に値切られてしまうというのです。

私はAに任せると保険会社に連絡をし、Aは時々交渉過程を知させてくれました。しかし、しばらくするとばつたり連絡が途絶え、彼女に言うと狼狽して、彼女もAとは連絡が取れなくなっていると言うのです。

を私の口座宛てに振り込んだと言ふのです。聞いたこともない銀行でした。その銀行に行つて洗いざらい事情を話したところ、振込みの翌日、ほぼ全額が払い出されていました。彼女を問い合わせると、泣いて謝り、実は兄はサラ金の借金などを抱えていて競馬が好きだし、金に困つてお金を使い込んだかも知れないと、言うのです。

彼女との縁は切りましたが、私はこれからどうすればよいでしょうか。

大変な目に遭いましたね。金額も大きいし、なんとかして取り戻す方法を考えないといけませんね。

者になり済まして払い出しを受けたというわけです。つまりは計画的な詐欺であり、民事上は故意の不法行為を構成するのでAから全額取り戻すことができます。

しかしこれはあくまで理論上の話であり、現実には、Aの居場所が分かつたところで、取り戻すのは難しいでしょう。無い袖は振れぬ、お金のないことほど強いことはない。世間の人は、それほどの多額の金を一気に使えるはずはない、貯蓄しているとか隠しているとか、疑いますが、そもそも金銭感覚がまつとうな人がこんなことをするはずはないのです。

現実にお金を取り戻せるとしたら、相手はAではなく銀行ですね。昨今は犯罪対策上規制が

A photograph of a young man with dark hair, wearing a white long-sleeved shirt and blue jeans, sitting on a bright yellow sofa. He is leaning forward with his hands clasped together near his feet. The background is a light-colored wall with some faint Japanese text and a window. To the right, a white chair is partially visible.

開設には厳密な本人確認が必要ですが、銀行はどうしたのでしょ  
うか。また、そんなに多額の現金を窓口で一度に払い戻すこ  
ともしてはいけないし、その際本人確認がなされなかつたから  
こそこんな事態になつたのです。つまり銀行には過失があり、そ  
れは民事上の不法行為を構成す  
るので、弁護士に頼んで銀行と交渉してもらい、それでだめな  
ら訴訟を起こすという手があります。

さて、Aを詐欺罪で告訴する  
という手もあるのですが、ただ  
の場合の被害者は、相談者では  
ありません。相談者のお金は騙し取られていない、つまり詐  
う通りに払つたことによつて支  
払いを無事に完了し、二重払いを  
現金を窓口で一度に払い戻すこ  
ともしてはいけないし、その際本人確認がなされなかつたからこそこんな事態になつたのです。つまり銀行には過失があり、それは民事上の不法行為を構成するので、弁護士に頼んで銀行と交渉してもらい、それでだめなら訴訟を起こすという手があります。

蛇足ながら、Aがこうした交渉を業としてやつていたとした  
ら、非弁活動として犯罪となります（弁護士法違反）。そもそも弁護士以外の者に交渉事を依頼するのはよほど気をつけたほう  
自身が代理人と指定したAの言